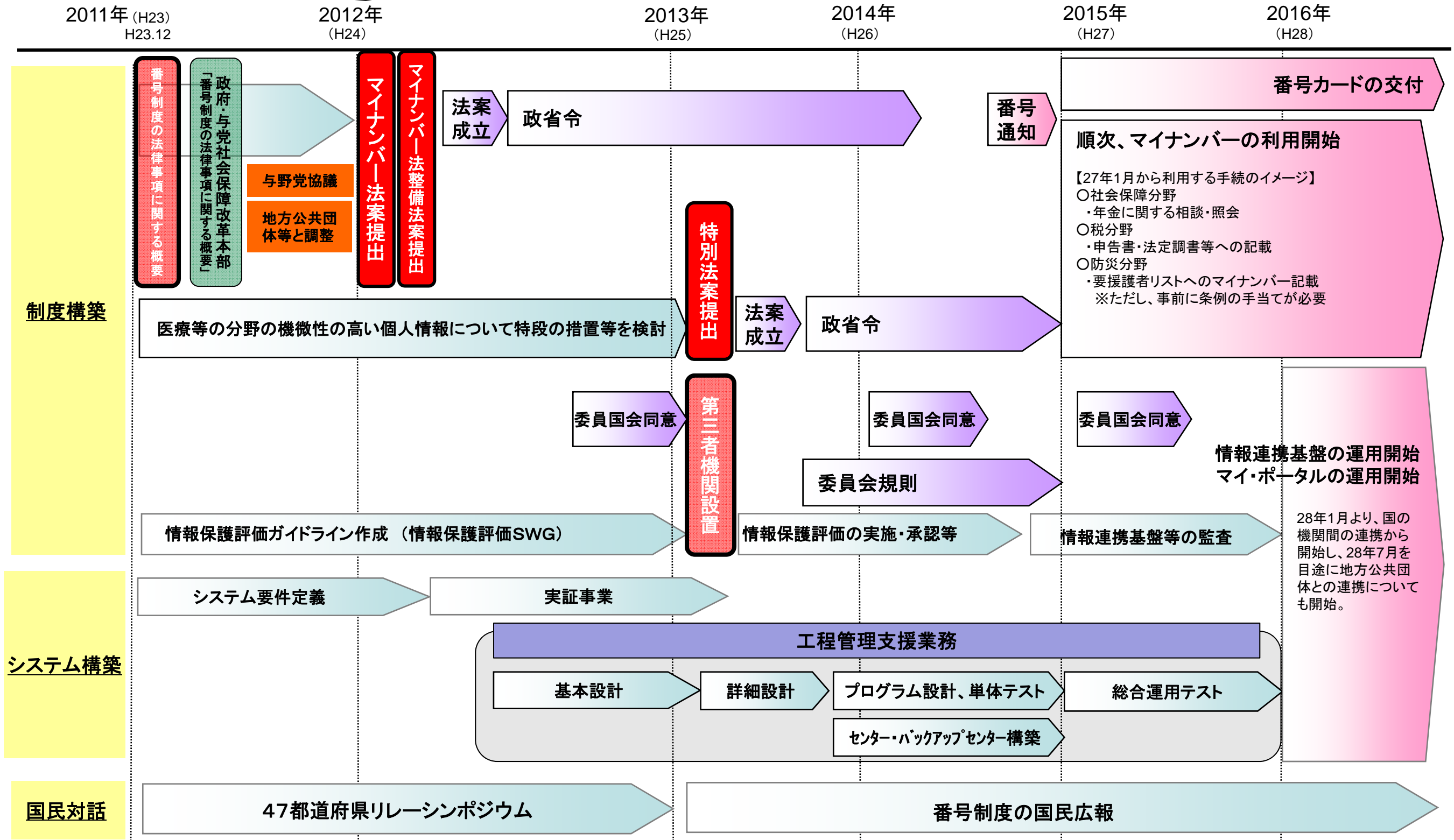


☆『マイナンバー法案』を24年通常国会に提出

1. 番号交付: **市町村長が個人にマイナンバーを通知、国税庁長官が法人等に法人番号を指定。**
2. 利用範囲: **「税+社会保障+防災の各分野」から開始。**  
医療等の分野については、**まずは医療保険者における手続で利用。**
3. 情報連携: **番号個人情報の提供は原則禁止。番号個人情報の授受は法律に規定したものに限り可能。**
4. 個人情報保護: **三条委員会型の第三者機関を内閣府に設置、罰則の強化等により抑止力を向上。**

☆その他各府省の関連法令の改正が必要。  
関係法律の改正を『マイナンバー法整備法案』として国会に提出  
・住民基本台帳法  
・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律  
・商業登記法  
・内閣府設置法  
・総務省設置法  
・財務省設置法 などが想定される。



28年1月より、国の機関間の連携から開始し、28年7月を目途に地方公共団体との連携についても開始。